千壱トシ氏ヲ通譯ニ五十四他ノ五名ヲ私自ニ全一ヶ月也ヲ交渉ス

㈢ 浅田染色加工場、

所在地、 愛知県碧海郡千田村字横尾、

使用者、 一九名

参加者、 一八名

争議経過、

本工場ハ従来賃銀制度ナリシガ十一月廿日ヨリ営業不振ニ依リ収支相償ハサルヲ理由トシテ賃銀値下ヲ発表シタルヲ職長ハ之ヲ其ノ旨就業中ノ職工ニ告ケタル処職工ハ要求条件ヲ提出シ罷業ノ私メタルモ事業主ハ回答保留セシメ誠意ナキモノト認メ更ニ要求条件ノ返答ニ十二月一日罷業ヲ決行セリ、

要求条件、

一、十二月五日迄ニ従来通ノ賃銀トセラレ度

二、会社ハ工場主ガ自己ノ都合ニ依リ休業シタル場合ハ其ノ日数ノ賃銀ハ払ヒ加算スルコト

三、会社ハ職工ノ一日ノ就業時間ヲ八時間トシ其ノ余分ニ就業シタル時ニハ一時間ヲ一割増トシテ計算スルコト

然ルニ右ニ対シ事業主ハ職工代表ト会見シ左ノ条件ニ依リ解決ス

一、十二月一日ヨリ二色染ハ一反ニ付一色染賃ニ大島蛸絣 三割トス

二、見習職工ニ対シテハ従業時間ヲ午前八時ヨリ午後五時迄トシ其ノ他ハ残業トシ一時間毎ニ一割ヲ支払フコトヲ交渉ス

㈣ 株式会社北隆館

所在地、 東京市日本橋区数寄屋町五ノ七

使用者、 一九〇名

財團法人協調會